第2章　都市公園での民間活力導入における事業手法

2-1　導入可能な事業手法

平成28（2016年）年５月に内閣府より「PPP/PFI推進アクションプラン」が公表され、公共施設の整備・維持管理・運営管理の各段階において、民間の資金、経営能力、技術的能力を最大限に生かした官民連携手法を活用する取り組みが推進されています。

都市公園においても、平成11年（1999年）にPFI法と呼ばれる「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）や、平成15年（2003年）には地方自治法改正に基づく指定管理者制度の創設などにより、様々な官民連携に係る取り組みが進められています。

このような動きの中、平成29年（2017年）5月に、「都市緑地法等の一部を改正する法律」が公布され、都市公園の整備や維持管理・運営管理等に事業者のノウハウを活用するため、より柔軟に民との連携を促進して民間活力の導入を図り都市公園の質や魅力向上を高めるための制度が設けられました。

次頁以降に、現在運用されている都市公園での民間活力導入に係る制度に基づく事業手法を整理します。本市の都市公園においても、これらの事業手法の中から、各都市公園の状況に応じて適切な事業手法を選択して取り組みます。

（1） 行為許可による事業手法

沼津市都市公園条例により、一般的に禁止又は制限されている都市公園の使用方法について、申請などの出願に基づいてその制限を解除し、その使用の許可を受けることにより、地元の特産品等の販売、イベントや競技会の開催を行う事業手法です。

行為許可は短期間の利用に限られており、市町村毎に条例に基づいて申請方法や料金などが設定されています。

本市では、都市公園条例第４条において許可が必要な行為を定めています。なお、制限の解除であり、権利設定的なものではありません。

＜沼津市都市公園条例＞
第４条　公園内において、次の行為をしようとする者は、申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。ただし、法（都市公園法）第５条第１項又は法第６条第１項若しくは第３項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りではない。
（１）　出店、その他これに類する行為をすること。
（２）　業として写真又は映画を撮影すること。
（３）　興行すること。
（４）　競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を利用すること。

沼津市都市公園条例（抜粋）

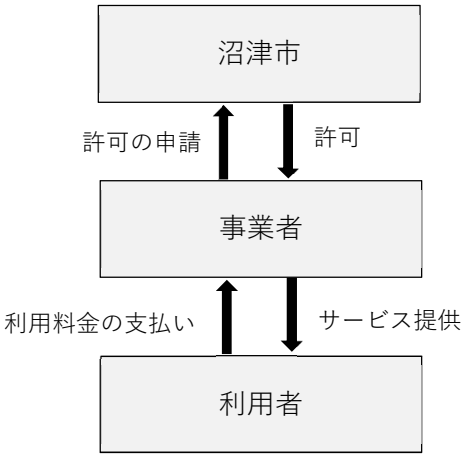

図－行為許可制度のスキームイメージ

（２） 管理許可による事業手法

都市公園法第５条により、公園管理者以外の者が、都市公園内における公園施設の管理の許可を受けることであり、都市公園内のレストラン、売店、バーベキュー施設などを運営管理する事業手法です。昭和31年（1956年）の都市公園法制定以来の制度です。

この制度は事業者の他、市民団体等による公園施設の管理なども許可でき、市民連携にも寄与する制度となっています。

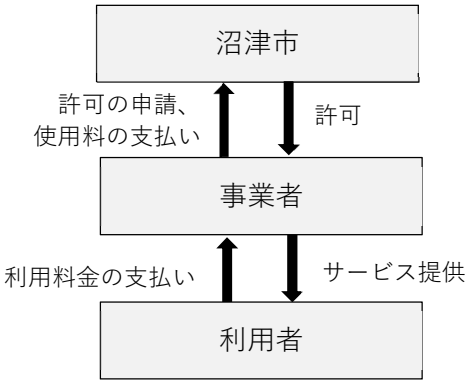

図－管理許可制度のスキームイメージ

（３） 設置管理許可による事業手法

前出の管理許可と同様に、都市公園法第５条に基づく事業手法です。公園管理者以外の者でも、公園管理者の許可を受ければ、公園施設の設置・管理を可能としており、昭和31年（1956年）の都市公園法制定以来の制度です。

設置管理許可を受けることで、レストラン、売店、バーベキュー施設、ドッグラン、自動販売機などの設置・管理を行うことができ、近年ではより柔軟に都市公園内での設置管理許可が進んでおり、全国規模で展開するコーヒー店やコンビニエンスストアを公園施設として設置管理許可する事業展開の事例も見られます。

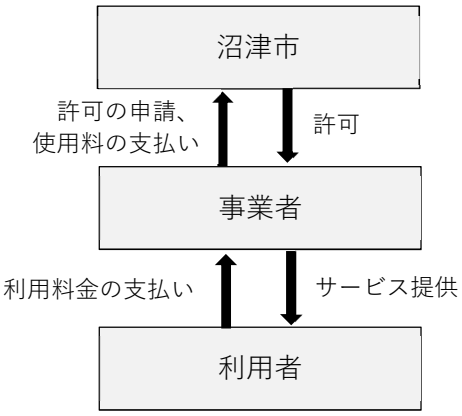

図－設置管理許可制度のスキームイメージ
（都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドラインを元に作成）

（４） Park-PFI（公募設置管理制度）に基づく事業手法

平成29年（2017年）5月に公布された「都市緑地法等の一部を改正する法律」において改正された都市公園法第5条の2により、新たに創設されたのがPark-PFI（公募設置管理制度）（以下、「Park-PFI」とする。）です。Park-PFIは、飲食店、売店等の公園利用者の利便に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設を活用して生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の公共部分である特定公園施設の整備・改修を一体的に行う事業手法です。事業を行う事業者は公募により選定されます。都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用やの利便性の向上を図る手法です。

この手法の特性としては、公募による事業者選定を必須とすることで事業の安定性を確保することや、PFI事業に比べ議決を必要としないなど手続きが比較的容易でありながら指定管理者制度と同様の行政処分扱いとなることです。また、収益施設を設置できる期間が最長20年の長期となり、長期的視野での投資、経営が可能となるほか、都市公園の緑豊かな空間を活用して、自らが設置する収益施設にあった広場等を一体的にデザイン・整備できることで、収益の向上にもつながる質の高い空間を創出できます。

図－Park-PFI のイメージ
（出典：都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン）

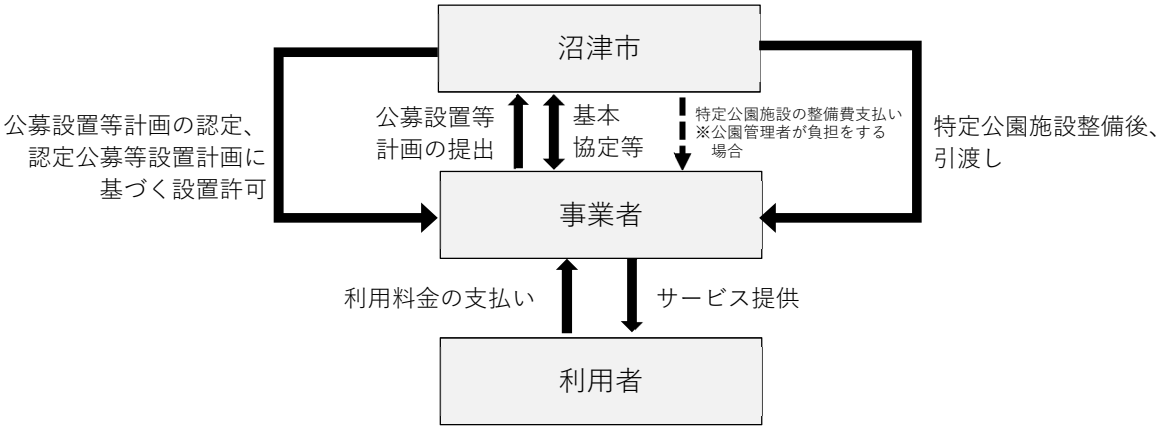

図－Park-PFI のスキームイメージ
（都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドラインを元に作成）

（５） 指定管理者制度による事業手法

平成15年（2003年）の地方自治法（第244条の２）の改正により創設された制度であり、公の施設管理を事業者の能力を活用してサービスの質の向上を図るとともに、管理の効率化により行政の経費節減を図ることを目的とした事業手法です。指定管理者の指定手続きや管理の基準や業務範囲は条例によって規定する必要があり、指定にあたっては議決が必要になります。

都市公園では、新たな公園整備を伴わず、公園全体の包括的な維持管理・運営管理を行う形態が一般的であり、導入を図っている都市公園は年々増加しています。

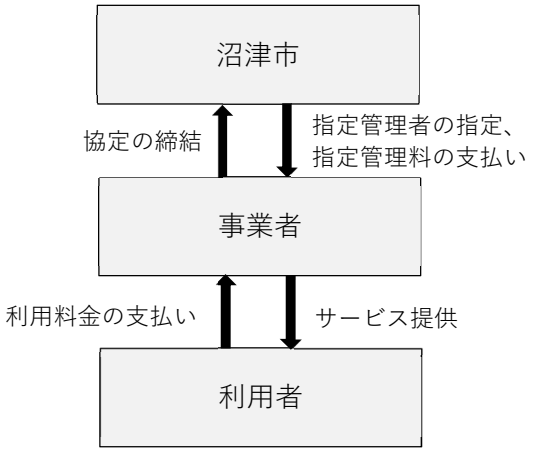

図－指定管理者制度のスキームイメージ
（都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドラインを元に作成）

（６） PFI 法に基づく事業手法

PFI法は、行政の効率化と公的財政の健全化を図るため、公共施設等の設計、建設、維持管理・運営管理に民間の資金や経営能力等を活用し、行政が自ら行うよりも効率的かつ効果的な社会資本の整備や低廉かつ良好な公共サービスを提供することを目的とした法律であり、この手続きに基づくPFI事業という手法が挙げられます。都市公園で導入される場合、プールや水族館などの大規模な公園施設での事例が多く見られます。

PFI事業では、公園管理者と事業者との契約に基づき、公園施設の建設や維持管理の行為を事業者が行いますが、公園施設の維持管理・運営管理を行う場合は、別途指定管理者制度や設置管理許可制度等を適用する必要があります。

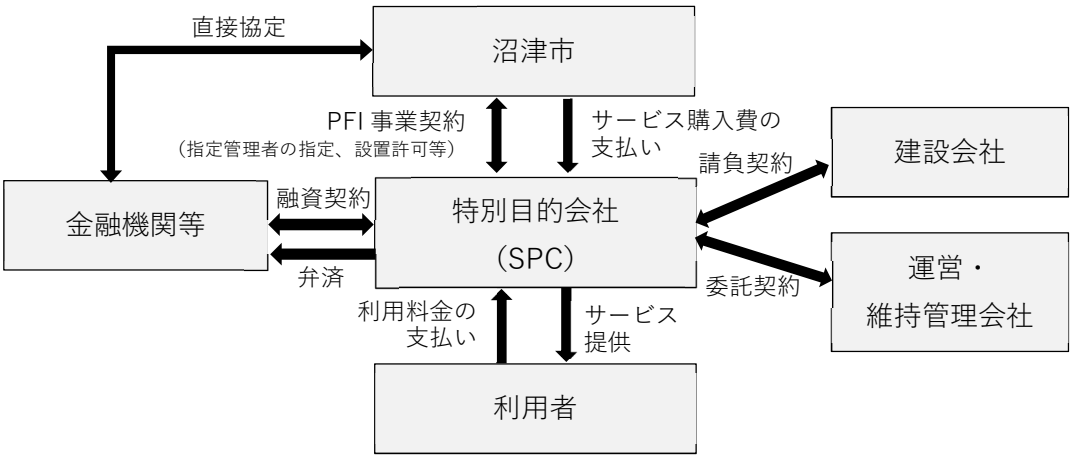

図－PFI 事業のスキームイメージ
（都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドラインを元に作成）

表－PFI 事業の事業類型（支払い方式）
（沼津市 PPP/PFI 導入指針を元に作成）

事業類型	概　　要
サービス購入型	・民間事業者は、自ら調達した資金により公共施設等の設計、建設、維持管理・運営管理を行い、市はそのサービス購入主体となる。民間事業者は、市からのサービスの対価の支払いにより事業コストを回収する。
混合型	・民間事業者は、自ら調達した資金により公共施設等の設計、建設、維持管理・運営管理を行い、市から払われるサービスの対価と利用料金等の受益者からの支払いの双方により事業コストを回収する。
独立採算型	・市からの事業許可等に基づき、民間事業者が自ら調達した資金により公共施設の設計、建設、維持管理・運営管理を行い、施設利用者からの利用料金収入等の受益者からの支払いのみにより事業コストを回収する。

表－公共施設等の設計・建設・改修、維持管理・運営管理等を行う方式
（沼津市 PPP/PFI 導入指針を元に作成）

事業類型	概　　要
BTO方式 （Build-Transfer-Operate）	○民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に市に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営管理を行う方式。 ○業務範囲に設計・建設、維持管理・運営管理等を含むことが一般的。 ○対価は維持管理・運営管理期間に支払うことが一般的。
BOT方式 （Build-Operate-Transfer）	○民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営管理等を行い、事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式。 ○業務範囲と契約はBTOと同じ。 ○対価は維持管理・運営管理期間に支払うことが一般的。
BOO方式 （Build-Own-Operate）	○民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営管理等を行い、事業終了時点で施設等を解体・撤去するなど公共側への施設の所有権移転がない方式。 ○業務範囲と契約はBTO方式と同じ。 ○対価は維持管理・運営管理期間に支払うことが一般的。
BT方式 （Build-Transfer）	○民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式（維持管理・運営管理等は行わない）。 ○業務範囲に、設計・建設を含むことが一般的。 ○対価は、施設の引き渡しまでに支払うことが一般的。
RO方式 （Rehabilitate-Operate）	○既存の公共施設等の所有権を公共側が有したまま、民間事業者が施設を改修し、改修後に維持管理・運営管理等を行う方式。 ○業務範囲と契約はBTO方式と同じ。 ○対価は維持管理・運営管理期間に支払うことが一般的。
【PFI手法以外】 DBO方式 （Design-Build-Operate）	○民間事業者に公共施設等の設計・建設の一括発注と、維持管理・運営管理等の一括発注を包括して発注する方式。 ○業務範囲に設計・建設、維持管理・運営管理等を含むことが一般的。 ○設計・建設の対価は、施設の引渡しまでに支払うことが一般的。

表－公共施設等の維持管理・運営管理等を行う方式
（沼津市 PPP/PFI 導入指針を元に作成）

事業類型	概要
公共施設等 運営権方式	○利用料金を収受する公共施設等について、公共側が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理・運営管理等を行う方式。
O方式 Operate	○民間事業者に公共施設等の維持管理・運営管理等を長期契約等により一括発注や性能発注する方式。
【PFI手法以外】 包括的民間委託	○公共施設等の維持管理・運営管理段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託する方式。

表－都市公園での PFI 事業事例
（国土交通省関連PFI事業一覧（平成30年1月1日現在）を元に作成）

事業名称	事業方式	実施主体	実施方針公表	事業類型
海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業	BTO BOO	神奈川県	H13.1.30	混合
(仮称)長井海の手公園整備等事業	BOT BTO	横須賀市	H14.1.7	サービス購入
尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業	BTO	兵庫県	H15.1.20	サービス購入
道立噴火湾パノラマパークビジターセンター等整備運営事業	BOT BTO	北海道	H15.4.10	混合
鹿児島市新鴨池公園水泳プール整備・運営事業	BTO	鹿児島市	H18.11.9	サービス購入
川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業	BTO	川越市	H21.7.29	サービス購入
新県営プール施設等整備運営事業	BTO	奈良県	H22.10.20	混合
海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業	ＲＯ	国土交通省	H25.6.17	独立採算
(仮称)柳島スポーツ公園整備事業	BTO	茅ヶ崎市	H25.12.9	サービス購入
神栖中央公園防災アリーナ（仮称）整備運営事業	BTO	神栖市	H26.2.28	混合
(仮称)宇治川太閤堤跡歴史公園整備運営事業	BTO	宇治市	H27.6.29	混合
総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業	BTO	栃木県	H27.9.11	サービス購入
海の中道海浜公園研修宿泊施設等管理運営事業	-	国土交通省	H28.4.27	独立採算
原山公園再整備運営事業	BTO	堺市	H28.11.22	混合
弘前市吉野町緑地周辺整備等PFI事業	RO	弘前市	H28.7.7	サービス購入
常陸海浜公園プレジャーガーデンエリア改修・設置・管理運営事業	BOO RO	国土交通省	H29.2.21	独立採算

（７） その他の事業手法

上記にあげた事業手法の他、都市公園では以下の制度に基づく事業手法があります。

①定期借地権方式（借地借家法第23条）

事業用定期借地権契約により、事業者に土地の活用の企画と併せ、施設等の設計、建設、運営管理を委ねる方式です。低未利用地の有効活用が可能となり、都市公園での採用事例もあります。

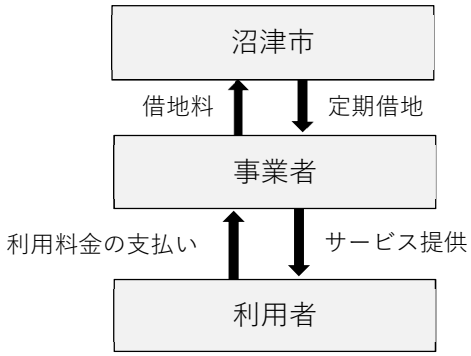

図－定期借地権方式のスキームイメージ

②占用許可制度（都市公園法第６条、第7条）

申請に基づき国又は地方公共団体が許可を与えることにより、都市公園内において、公園管理者以外の者が、法に規定する公園施設以外の工作物やその他の施設等を設けて占用することができる制度です。

なお、これまでの占用許可では、公園施設以外の施設は都市公園になるべく設けるべきではないとの考えのもと、設置できる施設は電柱・電線等の必要最低限のものとしていましたが、地域住民の利便の増進や事業者の収益向上による優良促進を目的として、平成29年の法改正により占用許可の対象となる施設が追加されました。

具体的には、保育所その他の社会福祉施設、Park-PFIに基づき選定されたものについては「自転車駐車場」及び「地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔」が設置できるようになりました。

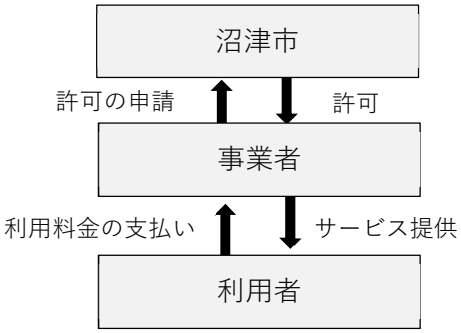

図－占用許可制度のスキームイメージ

2-2　事業手法の特性比較とまとめ

「2-1導入可能な事業手法」で整理した各事業手法について特性を整理します。

（1） 事業手法の特性比較

①事業者の業務範囲

事業者の業務範囲としては、主に設計、建設、維持管理、運営管理の4つ項目があります。このうち「管理許可制度」と「指定管理者制度」は主に維持管理・運営管理を対象としており、「設置管理許可制度」、「Park-PFI」及び「PFI事業」は事業により対象とする業務範囲が異なります。なお、「行為許可」は、主に運営管理の中でもイベントの実施等の一時的な利用による事業を対象とします。

②施設所有者

対象となる施設の所有者は、「行為許可制度」、「管理許可制度」及び「指定管理者制度」の場合は公共となります。また、「設置管理許可制度」により設置された公園施設の所有者は事業者、「Park-PFI」により設置された「公募対象公園施設」の所有者は事業者、「特定公園施設」の所有者は公共となります。なお、「PFI事業」の場合は各種方式によって所有者が異なります。

③事業期間の目安

各方式の事業期間の目安としては、「行為許可制度」が時間~日単位と最も短く、「指定管理者制度」では3~5年程度が一般的です。「管理許可制度」と「設置管理許可制度」は最長10年（更新可）と定められており、「Park-PFI」は10年（20年担保）、「PFI事業」は10~30年程度と最も長く設定されています。

④費用負担（収入と支出）

各方式の費用負担としては、「行為許可制度」では、利用者の支払う許可使用料が直接行政の収入となります。

「管理許可制度」では、行政側の支出は設計・建設費であり、収入は許可使用料となります。事業者側の支出は維持管理・運営管理費、許可使用料であり、収入は利用料金等になります。

「設置管理許可制度」では、行政側の収入は許可使用料となり、事業者側の支出は設計、建設、維持管理・運営管理費、許可使用料であり、収入は利用料金等になります。

「Park-PFI」では、行政側の支出は特定公園施設の設計・建設費の一部であり、収入は許可使用料となります。事業者側の支出は設計・建設・維持管理・運営管理費、許可使用料であり、収入は利用料金等になります。

「指定管理者制度」では、行政側の支出は指定管理料であり、事業者側の支出は維持管理・運営管理費、収入は指定管理料及び利用料金等となりますが、独立採算制で事業を実施する場合は、行政から事業者への指定管理料の支払いは発生しません。

主な「PFI事業」では、行政側の支出はサービス購入費であり、事業者側の支出は設計・建設・維持管理・運営管理費、収入はサービス購入費、利用料金等となります。

（2） 導入可能な事業手法のまとめ

各事業手法の内容を整理した一覧表を示します。

表－事業手法一覧

（出典：都市公園における公募設置管理制度 Park-PFI 活用の手引き）

事業方式	根拠法	根拠法上の規定			対象となる施設	官民間の契約形態	民間事業者業務範囲				施設所有者		事業期間の目安	行政		事業者		事業者支援措置
		公募	議決	条例			ⓐ設計	ⓑ建設	ⓒ維持管理	ⓓ運営	公共	民間		収入	支出	収入	支出	
公共施設等の設計、建設・改修等を担う方式																		
DB方式	PFI法	○ ※1	○ ※2		根拠法に定める公共施設等	事業契約	○	○			○		設計･建設期間 1～5年程度		設計・建設の対価	・サービス購入費	・設計・建設費	あり ※7
公共施設等の維持管理・運営等を担う方式																		
維持管理・運営一括発注方式	PFI法	○ ※1	○ ※2		根拠法に定める公共施設等	事業契約			○	○	○		10～30年程度		サービス購入費	・サービス購入費 ・利用料金等	・維持管理 ・運営費	あり ※7
公共施設等運営権方式（コンセッション）	PFI法	○ ※1	○ ※2	○ ※3	根拠法に定める公共施設等（収益施設）	事業契約			○	○	○		10～30年程度	・運営権対価		・利用料金等	・維持管理 ・運営費	あり ※7
指定管理者制度	地方自治法		○ ※4	○ ※5	根拠法に定める公共施設等	行政処分（指定）			○	○	○		3～5年程度		指定管理料	・指定管理料 ・利用料金等	・維持管理 ・運営費	
包括的民間委託	——				法令上の規定なし	委託契約			○	○	○				委託費	・受託費 ・利用料金等	・維持管理 ・運営費	
管理許可制度	都市公園法				法に定める公園施設（収益施設）	行政処分（許可）			○	○	○		最長10年（更新可）	・許可使用料	設計・建設費	・利用料金等	・維持管理・運営費 ・許可使用料	
公共施設等の設計、建設・改修、維持管理・運営等を担う方式																		
BTO	PFI法	○ ※1	○ ※2		根拠法に定める公共施設等	事業契約	○	○	○	○	○		10～30年程度		サービス購入費 ※6	・サービス購入費 ・利用料金等	・設計･建設･維持管理･運営費	あり ※7
BOT	PFI法	○ ※1	○ ※2		根拠法に定める公共施設等	事業契約	○	○	○	○	○（事業後）	○（事業中）	10～30年程度		サービス購入費 ※6	・サービス購入費 ・利用料金等	・設計･建設･維持管理･運営費	あり ※7
BOO	PFI法	○ ※1	○ ※2		根拠法に定める公共施設等	事業契約	○	○	○	○		○	10～30年程度		サービス購入費 ※6	・サービス購入費 ・利用料金等	・設計･建設･維持管理･運営費	あり ※7
RO	PFI法	○ ※1	○ ※2		根拠法に定める公共施設等	事業契約	○	○	○	○	○		10～30年程度		サービス購入費 ※6	・サービス購入費 ・利用料金等	・設計･建設･維持管理･運営費	あり ※7
DBO	——				法令上の規定なし	ⓐⓑ請負契約 ⓒⓓ事業契約	○	○	○	○	○				委託費、請負費	・委託費、請負費 ・利用料金等	・設計･建設･維持管理･運営費	
設置許可制度	都市公園法				法に定める公園施設（収益施設）	行政処分（許可）	○	○	○	○		○	最長10年（更新可）	・許可使用料		・利用料金等	・設計･建設･維持管理･運営費 ・許可使用料	
公募設置管理制度	都市公園法	○			法に定める公園施設（収益施設）	行政処分（許可）	○	○	○	○		○	10年（20年担保）	・許可使用料	特定公園施設の設計・建設費の一部	・利用料金等	・設計･建設･維持管理･運営費 ・許可使用料	あり ※8
公的不動産の利活用																		
定期借地権方式	借地借家法				制限なし	事業用定期借地権設定契約	○	○	○	○		○	10年以上50年未満	・借地料		・利用料金等	・設計･建設、維持管理･運営費 ・借地料	
都市公園における占用許可制度	都市公園法				法に定める施設（保育所等福祉施設）	行政処分（許可）	○	○	○	○		○	施設により3月～10年	・許可使用料		・利用料金等	・設計･建設、維持管理･運営費 ・許可使用料	

資料：「優先的検討規程策定の手引」「優先的検討規程運用の手引」

※1　ＰＦＩ法第８条（特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定する）
※2　ＰＦＩ法第 12 条（政令で定める基準に該当する事業の種類及び金額の契約締結は議会の議決が必要）
※3　ＰＦＩ法第 18 条（公共施設等運営権の実施方針に関する条例を定める）
※4　地方自治法第 244 条の２第６項（指定管理者の指定をしようとするときは議会の議決が必要）
※5　地方自治法第 244 条の２第１項（条例で公の施設の設置及びその管理に関する事項を定めなければならない）
※6　独立採算型の場合、サービス購入費の支払い・受取りはなし。
※7　㈱民間資金等活用事業推進機構（独立採算型事業主体）（出資、融資）、（一財）民間都市開発推進機構（民間都市開発資金無利子貸付、出資・社債等取得等）
※8　都市開発資金（賑わい増進事業資金）　P.180 ～ P.183 参照

2-3　沼津市の都市公園における民間活力導入の状況

「2-1　導入可能な事業手法」であげた事業手法について、本市の都市公園における導入状況を以下にまとめます。

（１） 行為許可制度

①実績

平成30年度実績294件※（H31.3.14現在）　※中央公園・港口公園・千本浜公園　等

②現状

条例に規定された使用の範囲内であれば、様々な方法で都市公園を活用することが出来るため、ヨガやランニング教室、ドラマ等の撮影、沼津自慢フェスタなどのイベント等が実施されており、まちの賑わいづくりや地域コミュニティの交流等に繋がっています。

③課題

・申請主体にとって、行為許可のための申請が複雑であり、定期的な実施や以前に許可を受けた使用であっても、その都度手続きを要するため、手続きの簡略化が求められます。
・イベント等を実施する場合、会場の設営計画や資機材の調達等の負担が大きく、事業者が取り組みにくいため、事業者が簡単に取り組むことのできる仕組みづくりが求められます。

図－中央公園におけるイベント

（２） 管理許可制度

①実績

平成30年度実績2件※（H31.3.14現在）　※愛鷹運動公園、豊町公園

②現状

愛鷹運動公園の「INN THE PARK」（宿泊施設）等において本制度を用いた事業を実施しており、行政側が管理していた時と比較し、利用者層が異なるため、交流人口が増加した他、事業者の創意工夫により、行政施設のイメージが払拭され、様々な分野のイベント開催が増加しています。また、施設整備を行政側が行うため、行政側が意図する計画の具現化が比較的容易となります。

③課題

・事業者にとっては施設整備を含まないため、初期投資を抑えリスクを軽減できる一方で、行政側の設置による建物を使用するため、事業者の意向が反映しにくい面もあり、事業者の創意工夫が問われます。

図－愛鷹運動公園「INN THE PARK 管理棟」

（３） 設置管理許可制度

①実績

平成30年度実績14件※（H31.3.14現在）

※中央公園、愛鷹運動公園（球体テント）、香貫山公園、門池公園、沼津御用邸記念公園、山王公園　等

②現状

中央公園の「沼津ランニング＆スキルズステーション」及び香貫山公園の売店等に導入されています。これまでになかった機能が追加され、都市公園や周辺地域を活用した様々な分野のイベントが増加しています。また、開店時間に限り、人が常駐するため、管理上の目が行き届きやすくなり、園内の安全性が向上しました。

③課題

・事業者が施設整備を実施するため、本市としての公園整備の方向性を明確にした上で、事業者とともに施設イメージを共有する必要があります。

・新たな機能の追加により、地域としての魅力増進が図れる反面、それまでの都市公園の使われ方や運営方法とは大きく変化する可能性があり、地域住民や関係者などとの調整が求められます。

図－中央公園
「沼津ランニング＆スキルズステーション」

図－愛鷹運動公園
「INN THE PARK　テントエリア」

（４） Park-PFI（公募設置管理制度）

①実績・現状

現時点では該当する都市公園はありません。

②課題

・事業者が「公募対象公園施設」の整備を実施するため、本市としての公園整備の方向性を明確にした上で、事業者とともに施設イメージを共有する必要があることから、事業者の制度に対する十分な理解が求められます。

（５） 指定管理者制度

①実績

平成30年度実績3件※（H31.3.14現在）　※愛鷹運動公園、沼津御用邸記念公園　等

②現状

愛鷹運動公園（テニスコート・芝生広場）、沼津御用邸記念公園等で導入されています。指定管理者の創意工夫により経費削減が図られており、指定管理者制度を導入している「愛鷹運動公園テニスコート・芝生広場」では特に人件費について節減効果が現れています。また、「愛鷹運動公園テニスコート・芝生広場」において、指定管理者によるテニス教室の開催等や、沼津御用邸記念公園において、駐車場の無料化や土産物の品質向上等、利用者の拡大や満足度向上を目指したサービスの提供が図られるなど、各指定管理者がサービス向上に向けた取り組みを積極的に推進しています。

③課題

・地方都市のため、応募事業者に限りがあることで、競争力における質の向上が困難であること、また小規模な都市公園単体では、収益の増加を見込むことが難しい等の課題が考えられます。

図－沼津御用邸記念公園

図－愛鷹運動公園

（６） PFI 事業

①実績・現状

現時点では該当する都市公園はありません。

②課題

・大規模な都市公園に活用する場合が多く、現時点では、本市の公園に適用する可能性が低いです。